

小松島南中学校いじめ防止基本方針

小松島市 小松島南中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成
管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭により構成する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。
 - ⑤ いじめ防止こども委員会を設置し、いじめ防止の啓発活動を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとよ

- り、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
 - (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
 - (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が、心の通い合うコミュニケーションを図る能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 全ての生徒が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ 運動や読書などでストレスを発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自他ともに受け入れることができる自己肯定感を高められるよう、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては、刑事上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。
- ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑬ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いに協力し合い、支え

あう人間関係を築くことができる力を育てる。

- ⑭ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期はじめに、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を学期後半に実施することに加え、「P T C懇談」や「生活記録」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。とくにけが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒への声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、いじめ防止に関する啓発資料を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされて「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3ヶ月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、いじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定することができる。

イ 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認する。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

① いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。

② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

③ 複数教員による家庭訪問を行う。

④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。

⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。

⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。

② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。

④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。

② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。

③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報

の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

()内の行事等の実施については中止、延期または未定

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1年	2年	3年
4月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修	入学式 (PTA参観日) (PTA総会) 教育相談	始業式 (PTA参観日) (PTA総会) 教育相談	始業式 (PTA参観日) (PTA総会) 教育相談
5月	問題行動の共通理解	挨拶や遅刻、集会の態度等生活指導 (体育祭)	学活・集会等の学習マナーの指導 (体育祭)	学活・集会等の学習マナーの指導 (体育祭9)
6月	アンケート調査 アンケート調査分析	生徒生活アンケート	生徒生活アンケート	生徒生活アンケート
7月	校内研修 ケース会議 学校評議員会	三者面談 校外補導 マナーの指導 携帯安全教室	三者面談 校外補導 マナーの指導 携帯安全教室	三者面談 校外補導 マナーの指導 携帯安全教室
8月	保護者啓発 保護者向けチェックリスト配付	校外補導	校外補導	校外補導
9月	問題行動の共通理解	(文化祭) 防災学習	(文化祭) (職業体験活動)	(文化祭)
10月	校内研修	終業式 始業式 遠足	終業式 始業式	終業式 始業式 遠足
11月	校内研修	(参観授業：人権教育、人権コンサート)	(参観授業：人権教育、人権コンサート)	(参観授業：人権教育、人権コンサート)
12月	学校評価 アンケート調査	三者面談	三者面談	三者面談
1月	学校評価 アンケート分析	教育相談	教育相談 修学旅行	進路相談
2月	校内研修 学校評議員会	教育相談	教育相談	進路相談
3月	1年間の取組点検評価 ・改善と次年度の計画	教育相談 修了式	教育相談 修了式	教育相談 卒業式